

# 福岡大学学科履修規程

## 第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

## 第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

3 経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
 (学則第34条参照)

□ EE 21台：経済学部 経済学科 令和3年度入学生

### 《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………	4 単位以上	計20単位以上	
		社会科学……………	4 単位以上		
		自然科学……………	6 単位以上		
		総合系列科目 学修基盤科目			
外国語科目	第1外国語……………	8 単位以上			
	第2外国語……………				
	保健体育科目……………	4 単位			
	単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目……………	8 単位	計76単位以上	総計128単位以上	
	コース別選択必修科目	自コース選択必修科目(※1)…			12単位以上
		他コース選択必修科目(※2)			
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…			20単位以上
他コース選択科目(※2)(注3)					
	ゼミナール 選択科目……………	48単位以上			
(3)自由履修単位	共通教育科目……………		計20単位以上		
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 6 単位以上				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	}	}	
		第2外国語……………				
		保健体育科目…………… 4 単位				
		単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	} 計76単位以上	}	}	
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) }				20単位以上
		コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) }				48単位以上
		ゼミナール……………				
		選択科目……………				
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	} 計20単位以上	}	}	}	
	専門教育科目……………					
	関連教育科目……………					

総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 6 単位以上				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	}	}	
		第2外国語……………				
		保健体育科目…………… 4 単位				
		単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	}	}	}	
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) } 20単位以上				
	コース別選択科目	{ 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) }	}	}		}
		ゼミナール…………… 48単位以上				
	選択科目……………					
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	}	}	}	}	
	専門教育科目……………					
	関連教育科目……………					
					総計128単位以上	

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	}
		社会科学…………… 4 単位以上			
		自然科学…………… 6 単位以上			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	} 計20単位以上	}	}
		第2外国語……………			
		保健体育科目…………… 4 単位			
		単位互換科目……………			
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	} 20単位以上	} 計76単位以上	} 総計128単位以上
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)			
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…20単位以上	} 48単位以上		
		他コース選択科目(※2)(注3)			
	ゼミナール……………				
選択科目……………					
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	} 計20単位以上			
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》 (学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学	学A	2	哲学	学B	2	論理	学A	2	論理	学B	2
			日本史	学A	2	日本史	学B	2	本教	学A	2	本教	学B	2
			東洋史	学A	2	東洋史	学B	2	通史	学A	2	通史	学B	2
	社会科学	法政	学A	2	法政	学B	2	日政	学A	2	法政	学B	2	
		経済	学A	2	経済	学B	2	商治	学A	2	政治	学B	2	
		社会	学A	2	社会	学B	2	教育	学A	2	教育	学B	2	
	自然科学	数学	学A	2	基礎	学B	2	統計	学A	2	物理	学B	2	
		新理	学A	2	自然界	学B	2	生活	学A	2	地球	学B	2	
		自然	学A	2	ミクロ	学B	2	マクロ	学A	2	自然	学B	2	
	総合系科目	文化	学A	2	生命	学B	2	国際	学A	2	科学	学B	2	
学修	教育	学A	2	現代	学B	2	アカ	学A	2	福大	学B	2		
科目	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次										
外国語科目	第1	※フレッシュマン	学A	1	※インターミディエイト	学A	1	アドバンスト	学A	1				
		※フレッシュマン	学A	1	※インターミディエイト	学A	1	アドバンスト	学A	1				
	第2	ドイ	学A	2	ドイ	学A	2							
		ツ	学B	2	ツ	学B	2							
		フ	学A	2	フ	学A	2							
		ラ	学B	2	ラ	学B	2							
		中	学A	2	中	学A	2							
		ロ	学B	2	ロ	学B	2							
	朝	学A	2	朝	学A	2								
	保体	※生涯	学A	1	※生涯	学A	1							
単位	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
必修	※ミクロ経済学 4													
専門教育科目	実践経済分析コース	△経	学A	2	メカ	学A	2	数	学A	4	理	学A	4	
		△経	学B	2	メカ	学B	2	経	学B	4	理	学B	4	
		△計	学A	4	開	学A	4	情	学A	4	経	学A	4	
	応用経済学コース	△財	学A	4	△財	学A	4	△財	学A	4	日	学A	4	
		△国	学B	4	△国	学B	4	△国	学B	4	方	学B	4	
		△労	学A	4	△労	学A	4	△労	学A	4	財	学A	4	
	社会経済学コース	△社	学A	4	△社	学A	4	△社	学A	4	社	学A	4	
		△国	学B	4	△国	学B	4	△国	学B	4	外	学B	4	
		△外	学A	4	△外	学A	4	△外	学A	4	環	学A	4	
		△社	学B	4	△社	学B	4	△社	学B	4	境	学B	4	
ゼミナール	初	学A	2	特	学A	4	特	学A	4	演	学A	2		
	経	学A	4	情	学A	2	時	学A	2	演	学A	2		
	日	学B	2	報	学B	2	事	学B	2	習	学B	2		
選択科目	日	学A	2	情	学A	2	経	学A	2	演	学A	2		
	本	学B	2	報	学B	2	経	学B	2	習	学B	2		
	本	学A	2	経	学A	2	経	学A	2	習	学A	2		
	本	学B	2	経	学B	2	経	学B	2	習	学B	2		
	本	学A	2	経	学A	2	経	学A	2	習	学A	2		
	本	学B	2	経	学B	2	経	学B	2	習	学B	2		
	本	学A	2	経	学A	2	経	学A	2	習	学A	2		
	本	学B	2	経	学B	2	経	学B	2	習	学B	2		
	本	学A	2	経	学A	2	経	学A	2	習	学A	2		
	本	学B	2	経	学B	2	経	学B	2	習	学B	2		
関連教育科目	簿	学A	4	会	学A	2	債	学A	4	行	学A	4		
	記	学B	2	計	学B	2	權	学B	4	政	学B	4		
	営	学A	2	務	学A	2	政	学A	4	務	学A	4		
	営	学B	2	通	学B	2	務	学B	4	働	学B	4		
	憲	学A	2	交	学A	2	会	学A	2	社	学A	2		
	憲	学B	2	通	学B	2	取	学B	2	取	学B	2		
	憲	学A	2	交	学A	2	引	学A	2	引	学A	2		
	憲	学B	2	通	学B	2	決	学B	2	決	学B	2		
	民	学A	2	保	学A	2	済	学A	4	済	学A	4		
	法	学B	2	保	学B	2	法	学B	4	法	学B	4		
法	学A	2	債	学A	4	法	学A	4	法	学A	4			
法	学B	2	債	学B	4	法	学B	4	法	学B	4			
行	学A	4	権	学A	4	知	学A	4	知	学A	4			
列	学B	4	権	学B	4	的	学B	4	的	学B	4			
と	学A	4	権	学A	4	財	学A	4	財	学A	4			
積	学B	4	権	学B	4	産	学B	4	産	学B	4			
分	学A	4	権	学A	4	法	学A	4	法	学A	4			
と	学B	4	権	学B	4	法	学B	4	法	学B	4			
確	学A	4	権	学A	4	法	学A	4	法	学A	4			
率	学B	4	権	学B	4	法	学B	4	法	学B	4			
と	学A	4	権	学A	4	法	学A	4	法	学A	4			
統	学B	4	権	学B	4	法	学B	4	法	学B	4			
計	学A	4	権	学A	4	法	学A	4	法	学A	4			
他	他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目													
他	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													

(注) [ ] 内は今年度休講。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	総計128単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 6 単位以上				
(1)共通教育科目	外国語科目	総合系列科目	計20単位以上	}	総計128単位以上	
		学修基盤科目				
		第1外国語…………… 8 単位以上				
(1)共通教育科目	保健体育科目	第2外国語…………… 8 単位以上	計20単位以上	}	総計128単位以上	
		単位互換科目				
		4 単位				
(2)専門教育科目	必修科目	8 単位	計76単位以上	}	総計128単位以上	
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) }				20単位以上
		コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) }				48単位以上
		ゼミナール				48単位以上
		選択科目				
(3)自由履修単位	共通教育科目	計20単位以上	}	総計128単位以上		
	専門教育科目					
	関連教育科目					

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次															
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位							
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲倫日東外中	学A	2	哲倫日東外中	学B	2	論宗日西日西芸	学A	2	論宗日西日西芸	学B	2			
			理本洋史通	学A	2	理本洋史通	学B	2	本教通	学A	2	本教通	学B	2			
			国文地理学	学A	2	国文地理学	学B	2	本洋文	学A	2	本洋文	学B	2			
	社会科学	法政経社	学A	2	法政経社	学B	2	日政商教地文	学A	2	法政商教地文	学B	2				
		治済会原	学A	2	治済会理	学B	2	本国憲法	学A	2	法律学概論	学B	2				
		教育心理学	学A	2	教育心理学	学B	2	政治学概論	学A	2	政治学概論	学B	2				
	自然科学	数理学入門	学A	2	基礎数学	学B	2	統計入門	学A	2	物理科学入門	学B	2				
		新しい世界の自然	学A	2	自然界と物質の化学	学B	2	生活と環境の化学	学A	2	地球科学入門	学B	2				
		自然環境と教育	学A	2	ミクロの生物科学	学B	2	マクロの生物科学	学A	2	自然科学入門	学B	2				
	総合科目	文化と教育	学A	2	生命・健康と医療	学B	2	国際化と日本	学A	2	科学・技術・情報と社会	学B	2				
学修科目	(福大生のためのキャリアデザイン)	学A	2	現代を生きる	学B	2	(アカデミックスキルズゼミI)	学A	2	(福開大学を学ぶ・福開大学でいかに学ぶか)	学B	2					
		第1年次		単位	第2年次		単位	第3年次		単位	第4年次		単位				
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1										
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1										
	第2	【ドイツ語I】	2	【ドイツ語II】	2												
		【フランス語I】	2	【フランス語II】	2												
		【中国語I】	2	【中国語II】	2												
		【ロシア語I】	2	【ロシア語II】	2												
		【スペイン語I】	2	【スペイン語II】	2												
		【朝鮮語I】	2	【朝鮮語II】	2												
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ論	2												
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目															
必修科目	※ミクロ経済学		4	※マクロ経済学		4											
専門教育科目	実践経済分析コース	△経済学史A	2	メカニズムデザインA	2	数経理	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
		△経済学史B	2	メカニズムデザインB	2	理情	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
		△経済統計学	4	開発経済学	2	情報経済学	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
	応用経済学コース	△厚生経済学	2	マクロ経済学	2	情報経済学	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
		△実務経済学	2	国際経済学	2	環境経済学	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
		△実務経済学	2	国際経済学	2	環境経済学	2	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4	経済学論	4		
	社会経済学コース	△国際経済学	4	△財政学	4	国際マクロ経済学	2	日本財政論	4	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2
		△国際経済学	4	△国際経済学	4	国際マクロ経済学	2	地方財政論	4	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2
		△国際経済学	4	△国際経済学	4	国際マクロ経済学	2	国際金融論	4	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2
		△国際経済学	4	△国際経済学	4	国際マクロ経済学	2	国際金融論	4	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2	社会経済学各論	2
ゼミナール	初年次演習	2	特別演習I	4	特別演習II	4	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学入門	4	基礎演習A	2	時事経済論	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	日本経済論	2	基礎演習B	2	経済学ワークショップA	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学のための情報管理	2	基礎演習C	2	経済学ワークショップB	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学のための情報通信	2	基礎演習D	2	経済学ワークショップC	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学のための情報技術	2	基礎演習E	2	経済学ワークショップD	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	情報社会と情報倫理	2	基礎演習F	2	経済学ワークショップE	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学のための情報処理	2	基礎演習G	2	経済学ワークショップF	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	情報社会と情報倫理	2	基礎演習H	2	経済学ワークショップG	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
	経済学のための情報処理	2	基礎演習I	2	経済学ワークショップH	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	
経済学のための情報処理	2	基礎演習J	2	経済学ワークショップI	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習K	2	経済学ワークショップJ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習L	2	経済学ワークショップK	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習M	2	経済学ワークショップL	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習N	2	経済学ワークショップM	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習O	2	経済学ワークショップN	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習P	2	経済学ワークショップO	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習Q	2	経済学ワークショップP	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習R	2	経済学ワークショップQ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習S	2	経済学ワークショップR	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習T	2	経済学ワークショップS	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習U	2	経済学ワークショップT	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習V	2	経済学ワークショップU	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習W	2	経済学ワークショップV	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習X	2	経済学ワークショップW	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習Y	2	経済学ワークショップX	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習Z	2	経済学ワークショップY	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AA	2	経済学ワークショップZ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AB	2	経済学ワークショップAA	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AC	2	経済学ワークショップAB	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AD	2	経済学ワークショップAC	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AE	2	経済学ワークショップAD	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AF	2	経済学ワークショップAE	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AG	2	経済学ワークショップAF	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AH	2	経済学ワークショップAG	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AI	2	経済学ワークショップAH	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AJ	2	経済学ワークショップAI	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AK	2	経済学ワークショップAJ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AL	2	経済学ワークショップAK	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AM	2	経済学ワークショップAL	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AN	2	経済学ワークショップAM	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AO	2	経済学ワークショップAN	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AP	2	経済学ワークショップAO	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AQ	2	経済学ワークショップAP	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AR	2	経済学ワークショップAQ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AS	2	経済学ワークショップAR	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AT	2	経済学ワークショップAS	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AU	2	経済学ワークショップAT	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AV	2	経済学ワークショップAU	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AW	2	経済学ワークショップAV	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AX	2	経済学ワークショップAW	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AY	2	経済学ワークショップAX	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習AZ	2	経済学ワークショップAY	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BA	2	経済学ワークショップAZ	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BB	2	経済学ワークショップBA	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BC	2	経済学ワークショップBB	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BD	2	経済学ワークショップBC	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BE	2	経済学ワークショップBD	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BF	2	経済学ワークショップBE	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4	基礎演習BG	2	経済学ワークショップBF	2	演習Dおよび論文	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2	演習C	2		
簿記原簿	4																

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上	
	第2外国語		
保健体育科目…………… 4 単位		4 単位	
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	20単位以上	計76単位以上
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)		
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	48単位以上	
	ゼミナール		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計20単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
			総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計76単位以上	
	第2外国語……………		
保健体育科目…………… 4 単位			
単位互換科目……………			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 12単位	20単位以上	計76単位以上
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)		
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	44単位以上	
	ゼミナール……………		
	選択科目……………		
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	計20単位以上	
	専門教育科目……………		
	関連教育科目……………		
			総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学	学A	2	哲学	学B	2	論宗	学A	2	論宗	学B	2
			日本史	学A	2	日本史	学B	2	本	学A	2	本	学B	2
			東洋史	学A	2	東洋史	学B	2	西	学A	2	西	学B	2
	社会科学	政治学	学A	2	政治学	学B	2	日本国憲法	学A	2	政治学概論	学B	2	
		商学	学A	2	商学	学B	2	社会学	学A	2	社会学概論	学B	2	
		教育学	学A	2	教育学	学B	2	教育心理学	学A	2	教育心理学	学B	2	
	自然科学	数学	学A	2	基礎数学	学B	2	統計学	学A	2	物理学入門	学B	2	
		物理学	学A	2	自然界と物質の化学	学B	2	生活と環境の化学	学A	2	地球科学入門	学B	2	
		新しい地球科学	学A	2	ミクロの生物科学	学B	2	マクロの生物科学	学A	2	自然科学入門	学B	2	
		自然科学と人間	学A	2	自然地理学(第3年次配当)	学B	2							
総合系列 学修 科目	文化と教育	学A	2	生命・健康と医療	学B	2	国際化と日本	学A	2	科学・技術・情報と社会	学B	2		
	(福大生のためのキャリアデザイン)	学A	2	現代を生きる	学B	2	[アカデミックスキルズゼミⅠ]	学A	2	(福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか)	学B	2		
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次						
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1							
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1							
	第2	【ドイツ語ⅠA】	2	【ドイツ語ⅡA】	2									
		【ドイツ語ⅠB】	2	【ドイツ語ⅡB】	2									
		【フランス語ⅠA】	2	【フランス語ⅡA】	2									
		【フランス語ⅠB】	2	【フランス語ⅡB】	2									
		【中国語ⅠA】	2	【中国語ⅡA】	2									
		【中国語ⅠB】	2	【中国語ⅡB】	2									
		【ロシア語ⅠA】	2	【ロシア語ⅡA】	2									
		【ロシア語ⅠB】	2	【ロシア語ⅡB】	2									
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2										
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
専門教育科目	必修科目	※経済学入門	4	※マクロ経済学	4									
		※ミクロ経済学	4	△経済学史A	2	開発経済学	2	情報経済学	2					
	コース別選択必修科目及び選択科目	実践経済分析コース	△経済学統計学	4	△経済学統計学	4	経済学分析学	4	経済学各論A	2				
			△計量経済学	4	△計量経済学	4	経済学分析学	4	経済学各論B	2				
			△厚生経済学	2	△厚生経済学	2	公共経済学	4	産業組織論	2				
			△実務経済学	2	△実務経済学	2	実証経済学	4	業務最適化	2				
		応用経済学コース	△財政学	4	△財政学	4	国際マクロ経済学	4	日本財政論	4				
			△国際経済学	4	△国際経済学	4	経済政策論	2	租税財政論	4				
			△労働経済学	4	△労働経済学	4	金融市場論	4	国際金融論	4				
			△労働経済学	4	△労働経済学	4	労働経済学各論A	2	【国際政治学】	2				
社会経済学コース	△社会学概論	4	△社会学概論	4	発展途上国経済学	4	【社会経済学各論】	2						
	△国際社会学	4	△国際社会学	4	西洋経済史	4	外書講読ⅡA(英語)	4						
	△国際社会学	4	△国際社会学	4	西本会	4	外書講読ⅡB	4						
	△社会学	4	△社会学	4	地域研究	4	(ドイツ語)・(フランス語)・(中国語)・(韓国語)	2						
科目	ゼミナール	初年次演習	2	特基演習Ⅰ	4	特基演習Ⅱ	4	演習C	2					
			2	特基演習Ⅱ	2	演習Dおよび論文	4							
	選択科目	日本経済論A	2	情報社会と経済A	2	時事経済論	2							
		日本経済論B	2	情報社会と経済B	2	経済学ワークショップA	2							
		日経思想史A	2	経済学のための情報管理	2	経済学ワークショップB	2							
		日経思想史B	2	経済学のための情報通信	2	経済学ワークショップC	2							
		情報社会と情報倫理	2	経済学のための情報技術	2	経済学ワークショップD	2							
		経済学のための情報処理	2	情報ビジネス入門	2	経済学ワークショップE	2							
		【ベンチャー起業論A】	4	情報と産業	2	経済学ワークショップF	2							
		【ベンチャー起業論B】	4	海外研究者特別講義ⅠA	2	経済学ジョイントコースA	2							
【ベンチャー起業論C】	4	海外研究者特別講義ⅠB	2	経済学ジョイントコースB	2									
【ベンチャー起業論D】	4	【海外研究者特別講義ⅠC】	2	海外研究者特別講義ⅡA	2									
【産業戦略論A】	4	海外研究者特別講義ⅠD	2	海外研究者特別講義ⅡB	2									
【産業戦略論B】	4	英書講読ⅡA	2											
【産業戦略論C】	4	英書講読ⅡB	2											
【産業戦略論D】	4	インターンシップA	2											
【産業戦略論E】	4	インターンシップB	2											
【産業戦略論F】	4	インターンシップC	2											
【産業戦略論G】	4	インターンシップD	2											
関連教育科目	簿記入門Ⅰ	2	会計学総論	2	債権総論	4								
	簿記入門Ⅱ	2	財政学入門	2	労働法	4								
	経営学総論	2	交通経済学	2	労働法	4								
	憲法Ⅰ	2	交通経済学	2	労働法	4								
	憲法Ⅱ	2	交通経済学	2	労働法	4								
	民法入門	2	交通経済学	2	労働法	4								
	民法総論	2	交通経済学	2	労働法	4								
	【行列と行列式】	4	交通経済学	2	労働法	4								
	【微分積分】	4	交通経済学	2	労働法	4								
	【確率と統計】	2	交通経済学	2	労働法	4								
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目														

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	}			
		社会科学…………… 4 単位以上						
		自然科学…………… 6 単位以上						
		総合系列科目 学修基盤科目						
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上	}	}			
		第2外国語						
		保健体育科目…………… 4 単位						
		単位互換科目						
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 12単位	計76単位以上	}	}			
		選択必修科目…………… 4 単位以上						
		コース別選択必修科目				20単位以上	}	}
		自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)						
		コース別選択科目				40単位以上	}	}
		自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注4)						
ゼミナール 選択科目								
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	計20単位以上	}	}			
		専門教育科目……………						
		関連教育科目						
					総計128単位以上			

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 「選択必修科目」を4単位以上修得した場合、4単位を超えた単位については「コース別選択必修科目」の他コースの単位数とする。

3. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

4. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

5. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次													
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目				
		学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C		
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	通史論学	哲倫日東外中芸	理本洋史	通史論学	論宗本西日西芸	理教通	学論史学術	論宗本西日西	理教通	学論史学術		
		法政商教地文	治育理人	学学学学学	法政商教地文	育志類学	学学学学学	日政社教心	本国会概論学	学学学学学	法政社地心	学学学学学	学学学学学		
		数物理の学	入世の地と人	門界観問	基自然界と物質の	礎自然の生物科学	ミクク地理学(第3年次配当)	生命・健康と医療	現代を生きる	国際化と日本	科学・技術・情報と社会	〔福大生のためのキャリアデザイン〕	〔アカデミックスキルズゼミI〕	〔アカデミックスキルズゼミII〕	〔福間大学を学ぶ・福間大学でいかに学ぶか〕
		〔福大生のためのキャリアデザイン〕			〔アカデミックスキルズゼミI〕			〔アカデミックスキルズゼミII〕			〔福間大学を学ぶ・福間大学でいかに学ぶか〕				
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	※フレッシュマン・イングリッシュII	※フレッシュマン・イングリッシュIII	※フレッシュマン・イングリッシュIV	※インターメディアイト・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュIII	※インターメディアイト・イングリッシュIV	アドバンスト・イングリッシュI	アドバンスト・イングリッシュII				
	第2	〔ドイ ツ語 I A 2〕	〔ドイ ツ語 II B 2〕	〔フ ラン ス語 I A 2〕	〔フ ラン ス語 II B 2〕	〔中 国 語 I A 2〕	〔中 国 語 II B 2〕	〔ロ シ ア 語 I A 2〕	〔ロ シ ア 語 II B 2〕	〔ス ペ イ ン 語 I A 2〕	〔ス ペ イ ン 語 II B 2〕	〔朝 鮮 語 I A 2〕	〔朝 鮮 語 II B 2〕		
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II		※生涯スポーツ論										
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
必修科目	必修科目	※経済学入門	※マクロ経済学	※ミクロ経済学											
	選択必修科目	△日経経済史A	△日経経済思想史B	△日経経済思想史C	△情報社会と情報倫理	△経済学のための情報処理									
専門教育科目	実践経済分析コース	△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
		△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
		△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
		△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
	応用経済学コース	△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
		△経 済 学 史 A	△経 済 学 史 B	△経 済 学 史 C	△計 量 統 計 論	△線形経済モデル入門	△厚生経済学	△実務経済学	△財務経済学	△国際経済学	△国際経済学	△労働経済学			
	社会経済学コース	△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義	△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義	△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義		
		△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義	△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義	△社 会 科 学 概 論	△経 済 史 概 論	△国 際 経 済 講 義	△外 国 語 講 義		
	ゼミナール	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV		
		特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV		
選択科目	実践経済分析コース	〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業界戦略論A〕	〔産業界戦略論B〕	〔産業界戦略論C〕	〔産業界戦略論D〕	〔産業界戦略論E〕	〔産業界戦略論F〕	〔産業界戦略論G〕	〔産業界戦略論H〕		
関連教育科目	実践経済分析コース	簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			
		簿記入門I	簿記入門II	簿記入門III	簿記入門IV	簿記入門V	簿記入門VI	簿記入門VII	簿記入門VIII	簿記入門IX	簿記入門X	簿記入門XI			

(注) [ ]内は今年度休講。



《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
				社会科学…………… 4 単位以上		
				自然科学…………… 6 単位以上		
				総合系列科目		
				学修基盤科目		
				}		
(1) 共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
				第2外国語		
				保健体育科目…………… 4 単位		
				単位互換科目		
				}		
				総計128単位以上		
(2) 専門教育科目	{	必修科目…………… 12 単位	}	計66単位以上		
		選択科目A類			{	1・2 年次科目…………… 12 単位以上
						3・4 年次科目…………… 12 単位以上
		ゼミナール				
		選択科目B類				
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)				
				}		
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上		
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1) 共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上
		第2外国語	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2) 専門教育科目	必修科目…………… 12 単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目…………… 12 単位以上
			3・4年次科目…………… 12 単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3) 自由履修単位	共通教育科目	計30単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A	哲倫理学B	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	
		西洋史A	西洋史B	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	
		西文の地理学A	西文の地理学B	芸	芸	芸	芸	芸	芸	
	社会科学	法政治学A	法政治学B	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	
		法政商地学A	法政商地学B	憲法	憲法	憲法	憲法	憲法	憲法	
		教育志論学A	教育志論学B	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	
	自然科学	数物理の地球科学A	数物理の地球科学B	基礎数学	基礎数学	基礎数学	基礎数学	基礎数学	基礎数学	
		自然界の生物科学A	自然界の生物科学B	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	
	総合系科目	人文科学	社会科学	自然科学	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	
	学修基盤科目	文化と教育	現代を生きる	アカデミックスキルズゼミI	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
外国語科目	第1	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	
		フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	
	第2	ドイツ語I	ドイツ語II	フランス語I	フランス語II	中国語I	中国語II	ロシア語I	ロシア語II	
		スペイン語I	スペイン語II	韓国語I	韓国語II	朝鮮語I	朝鮮語II	韓国語I	韓国語II	
		インドネシア語I	インドネシア語II	タイ語I	タイ語II	ベトナム語I	ベトナム語II	インドネシア語I	インドネシア語II	
		フィリピン語I	フィリピン語II	ジャバネーズ語I	ジャバネーズ語II	ヒンディー語I	ヒンディー語II	フィリピン語I	フィリピン語II	
		オーストラリア英語I	オーストラリア英語II	ニュージーランド英語I	ニュージーランド英語II	マレーシア英語I	マレーシア英語II	オーストラリア英語I	オーストラリア英語II	
		ニュージーランド英語I	ニュージーランド英語II	マレーシア英語I	マレーシア英語II	インドネシア語I	インドネシア語II	フィリピン語I	フィリピン語II	
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	※基礎数理入門	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	
		※基礎数理入門	※基礎数理入門	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	
	選択科目A類	[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
		[ベンチャー起業論A]	[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
[ベンチャー起業論A]		[ベンチャー起業論B]	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	[ベンチャー起業論E]	[ベンチャー起業論F]	[ベンチャー起業論G]	[ベンチャー起業論H]	[ベンチャー起業論I]	
ゼミナール	初年次演習	基礎演習I	基礎演習II	演習A	演習B	演習C	演習D	演習E		
選択科目B類	経済学入門	日本経済論	経済思想史	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	日本経済論	経済思想史	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済思想史	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会	経済情報社会		
関連教育科目	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		
	簿記原簿	経営学	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門	法入門		

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
			社会科学…………… 4 単位以上		
			自然科学…………… 6 単位以上		
			総合系列科目		
			学修基盤科目		
(1)共通教育科目	{	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
			第2外国語		
			保健体育科目…………… 4 単位		
			単位互換科目		
} 総計128単位以上					
(2)専門教育科目	{	必修科目…………… 12単位	}	計66単位以上	
		選択科目A類			1・2年次科目…………… 12単位以上
					3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール			
		選択科目B類			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)			
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上	
		専門教育科目			
		関連教育科目			

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A	哲倫理学B	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸
		西洋史A	西洋史B	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
		西アの文芸	西アの文芸	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
	社会科学	法政商学A	法政商学B	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心
		政治学A	政治学B	社会心理学	社会心理学	社会心理学	社会心理学	社会心理学	社会心理学
		教育論A	教育論B	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論
	自然科学	数物新自然	数物新自然	基礎数	基礎数	基礎数	基礎数	基礎数	基礎数
		理の地球	理の地球	自然界と物質の化学	自然界と物質の化学	自然界と物質の化学	自然界と物質の化学	自然界と物質の化学	自然界と物質の化学
		科学の環境	科学の環境	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学	ミクロの生物学
	総合系列科目	地文	地文	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本
学修基盤科目	(福大生のためのキャリアデザイン)	(福大生のためのキャリアデザイン)	[アカデミックスキルズゼミI]	[アカデミックスキルズゼミI]	[アカデミックスキルズゼミII]	[アカデミックスキルズゼミII]	[アカデミックスキルズゼミII]	[アカデミックスキルズゼミII]	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュII	1
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1				
	第2	[ドイ ツ 語 I A]	2	ドイ ツ 語 II A	2				
		[ドイ ツ 語 I B]	2	ドイ ツ 語 II B	2				
		[フ ラ ンス 語 I A]	2	フ ラ ンス 語 II A	2				
		[フ ラ ンス 語 I B]	2	フ ラ ンス 語 II B	2				
		[中 国 語 I A]	2	中 国 語 II A	2				
		[中 国 語 I B]	2	中 国 語 II B	2				
		[ロ シ ア 語 I A]	2	ロ シ ア 語 II A	2				
		[ロ シ ア 語 I B]	2	ロ シ ア 語 II B	2				
[ス ペ イ ン 語 I A]	2	ス ペ イ ン 語 II A	2						
[ス ペ イ ン 語 I B]	2	ス ペ イ ン 語 II B	2						
[朝 鮮 語 I A]	2	朝 鮮 語 II A	2						
[朝 鮮 語 I B]	2	朝 鮮 語 II B	2						
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	2	※マクロ経済学	4				
		※基礎数理入門	2						
	選択科目A類	[ベンチャー起業論A]	4	[産業ケーススタディA]	4	産業組織論A	2	回遊地域イノベーション論A	2
		[ベンチャー起業論B]	4	[産業ケーススタディB]	4	産業組織論B	2	回遊地域イノベーション論B	2
		[ベンチャー起業論C]	4	[産業ケーススタディC]	4	企業意思決定論A	2	地域分政策論A	2
		[ベンチャー起業論D]	4	[産業ケーススタディD]	4	企業意思決定論B	2	地域分政策論B	2
		[産業戦略論A]	4	ベンチャー・インターンシップA	2	九州経済論A	2	地域政策論A	2
		[産業戦略論B]	4	ベンチャー・インターンシップB	2	九州経済論B	2	地域政策論B	2
		[産業戦略論C]	4	ベンチャー・インターンシップC	2	人間関係論A	2	社会調査論A	2
		[産業戦略論D]	4	ベンチャー・インターンシップD	2	人間関係論B	2	社会調査論B	2
[産業経済入門]		2	起業戦略論A	2	ゲーム理論A	2	社会モデル解析論A	2	
[地域イノベーション入門]		2	起業戦略論B	2	ゲーム理論B	2	社会モデル解析論B	2	
[地域イノベーション演習A]		2	情報と産業A	2	ベンチャーワークショップA	2	情報ビジネス論A	2	
[地域イノベーション演習B]		2	意思決定理論A	2	ベンチャーワークショップB	2	情報ビジネス論B	2	
[地域イノベーション演習C]		2	意思決定理論B	2					
[地域イノベーション演習D]		2	[企業システム論A]	2					
[地域イノベーション演習E]		2	[企業システム論B]	2					
[地域イノベーション演習F]		2	コーポレートファイナンスA	2					
[地域イノベーション演習G]	2	コーポレートファイナンスB	2						
[地域イノベーション演習H]	2	実践ビジネス英語A	4						
ゼミナール	初年次演習	2	基礎演習I	2	演習A	2			
			基礎演習II	2	演習B	2			
	経済学入門	4	特別演習I	4	演習および論文	4			
	日本経済論A	2	特別演習II	4	時事経済論	2	プロジェクト研究(第4年次配当)	4	
	日本経済論B	2	英書講読II	2	経済学ワークショップA	2			
	経済思想史A	2	情報社会と経済A	2	経済学ワークショップB	2			
	経済思想史B	2	情報社会と経済B	2	経済学ワークショップC	2			
	情報社会と情報倫理	2	海外研究者特別講義IA	2	経済学ワークショップD	2			
	海外研究者特別講義I	2	海外研究者特別講義IB	2	経済学ワークショップE	2			
	海外研究者特別講義II	2	[海外研究者特別講義IC]	2	経済学ワークショップF	2			
海外研究者特別講義III	2	海外研究者特別講義ID	2	経済学ジョイントコースA	2				
海外研究者特別講義IV	2	インターンシップA	2	経済学ジョイントコースB	2				
海外研究者特別講義V	2	インターンシップB	2	海外研究者特別講義IIA	2				
海外研究者特別講義VI	2	インターンシップC	2	海外研究者特別講義IIB	2				
海外研究者特別講義VII	2	[インターンシップD]	2	[海外研究者特別講義IIC]	2				
海外研究者特別講義VIII	2	概説日本国史A	2	概説日本国史B	2				
海外研究者特別講義IX	2	概説日本国史C	2	概説日本国史D	2				
海外研究者特別講義X	2	概説日本国史E	2	概説日本国史F	2				
海外研究者特別講義XI	2	概説日本国史G	2	概説日本国史H	2				
海外研究者特別講義XII	2	概説日本国史I	2	概説日本国史J	2				
海外研究者特別講義XIII	2	概説日本国史K	2	概説日本国史L	2				
海外研究者特別講義XIV	2	概説日本国史M	2	概説日本国史N	2				
海外研究者特別講義XV	2	概説日本国史O	2	概説日本国史P	2				
海外研究者特別講義XVI	2	概説日本国史Q	2	概説日本国史R	2				
海外研究者特別講義XVII	2	概説日本国史S	2	概説日本国史T	2				
海外研究者特別講義XVIII	2	概説日本国史U	2	概説日本国史V	2				
海外研究者特別講義XIX	2	概説日本国史W	2	概説日本国史X	2				
海外研究者特別講義XX	2	概説日本国史Y	2	概説日本国史Z	2				
海外研究者特別講義XXI	2	概説日本国史AA	2	概説日本国史AB	2				
海外研究者特別講義XXII	2	概説日本国史AC	2	概説日本国史AD	2				
海外研究者特別講義XXIII	2	概説日本国史AE	2	概説日本国史AF	2				
海外研究者特別講義XXIV	2	概説日本国史AG	2	概説日本国史AH	2				
海外研究者特別講義XXV	2	概説日本国史AI	2	概説日本国史AJ	2				
海外研究者特別講義XXVI	2	概説日本国史AK	2	概説日本国史AL	2				
海外研究者特別講義XXVII	2	概説日本国史AM	2	概説日本国史AN	2				
海外研究者特別講義XXVIII	2	概説日本国史AO	2	概説日本国史AP	2				
海外研究者特別講義XXIX	2	概説日本国史AQ	2	概説日本国史AR	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史AS	2	概説日本国史AT	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史AU	2	概説日本国史AV	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史AW	2	概説日本国史AX	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史AY	2	概説日本国史AZ	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史BA	2	概説日本国史BB	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史BC	2	概説日本国史BD	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史BE	2	概説日本国史BF	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史BG	2	概説日本国史BH	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史BI	2	概説日本国史BJ	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史BK	2	概説日本国史BL	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史BM	2	概説日本国史BN	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史BO	2	概説日本国史BP	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史BQ	2	概説日本国史BR	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史BS	2	概説日本国史BT	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史BU	2	概説日本国史BV	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史BW	2	概説日本国史BX	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史BY	2	概説日本国史BZ	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CA	2	概説日本国史CB	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CC	2	概説日本国史CD	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CE	2	概説日本国史CF	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CG	2	概説日本国史CH	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CI	2	概説日本国史CJ	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CK	2	概説日本国史CL	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史CM	2	概説日本国史CN	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史CO	2	概説日本国史CP	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史CQ	2	概説日本国史CR	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史CS	2	概説日本国史CT	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CU	2	概説日本国史CV	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CW	2	概説日本国史CX	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CY	2	概説日本国史CZ	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CA	2	概説日本国史CB	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CC	2	概説日本国史CD	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CE	2	概説日本国史CF	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史CG	2	概説日本国史CH	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史CI	2	概説日本国史CJ	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史CK	2	概説日本国史CL	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史CM	2	概説日本国史CN	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CO	2	概説日本国史CP	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CQ	2	概説日本国史CR	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CS	2	概説日本国史CT	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CU	2	概説日本国史CV	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CW	2	概説日本国史CX	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CY	2	概説日本国史CZ	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史CA	2	概説日本国史CB	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史CC	2	概説日本国史CD	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史CE	2	概説日本国史CF	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史CG	2	概説日本国史CH	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CI	2	概説日本国史CJ	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CK	2	概説日本国史CL	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CM	2	概説日本国史CN	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CO	2	概説日本国史CP	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CQ	2	概説日本国史CR	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CS	2	概説日本国史CT	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史CU	2	概説日本国史CV	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史CW	2	概説日本国史CX	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史CY	2	概説日本国史CZ	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史CA	2	概説日本国史CB	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CC	2	概説日本国史CD	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CE	2	概説日本国史CF	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CG	2	概説日本国史CH	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CI	2	概説日本国史CJ	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CK	2	概説日本国史CL	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CM	2	概説日本国史CN	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2	概説日本国史CO	2	概説日本国史CP	2				
海外研究者特別講義XXXIV	2	概説日本国史CQ	2	概説日本国史CR	2				
海外研究者特別講義XXXV	2	概説日本国史CS	2	概説日本国史CT	2				
海外研究者特別講義XXXVI	2	概説日本国史CU	2	概説日本国史CV	2				
海外研究者特別講義XXXVII	2	概説日本国史CW	2	概説日本国史CX	2				
海外研究者特別講義XXXVIII	2	概説日本国史CY	2	概説日本国史CZ	2				
海外研究者特別講義XXXIX	2	概説日本国史CA	2	概説日本国史CB	2				
海外研究者特別講義XXX	2	概説日本国史CC	2	概説日本国史CD	2				
海外研究者特別講義XXXI	2	概説日本国史CE	2	概説日本国史CF	2				
海外研究者特別講義XXXII	2	概説日本国史CG	2	概説日本国史CH	2				
海外研究者特別講義XXXIII	2								

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
			社会科学…………… 4 単位以上		
			自然科学…………… 6 単位以上		
			総合系列科目		
			学修基盤科目		
(1) 共通教育科目	{	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
			第2外国語……………		
			保健体育科目…………… 4 単位		
			単位互換科目……………		
} 総計128単位以上					
(2) 専門教育科目	{	必修科目…………… 12 単位	}	計66単位以上	
		選択科目A類			1・2年次科目…………… 12 単位以上
					3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール			
		選択科目B類			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)			
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目……………	}	計30単位以上	
		専門教育科目……………			
		関連教育科目……………			

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	哲倫日東外中入西	理本洋史	論宗本西日西芸	理教通本洋文	論宗本西日西	理教通本洋文	
		法政経社教心	治済会学学原	法政経社教心	治済会学学原	日本国憲法	政治学概論	法律学概論	政治学概論	
		自然科学	数物理の世	基礎と物質の化学	統計入門	生活と環境の化学	物理科学入門	地球科学入門	物理科学入門	
		総合系列科目	地球環境教育	生命・健康と医療	国際化と日本	科学・技術・情報と社会				
	学修基礎科目	(福大生のためのキャリアデザイン)	(アカデミックスキルズゼミI)	(アカデミックスキルズゼミII)	(福蘭大学を学ぶ・福蘭大学でいかに学ぶか)					
			第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
			授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
	専門教育科目	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュI	アドバンスト・イングリッシュI					
			※フレッシュマン・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュII	アドバンスト・イングリッシュII					
		第2	[ドイ ツ 語 I A]	ドイ ツ 語 II A						
[ドイ ツ 語 I B]			ドイ ツ 語 II B							
[フ ラ ンス 語 I A]			フ ラ ンス 語 II A							
[フ ラ ンス 語 I B]			フ ラ ンス 語 II B							
[中 国 語 I A]			中 国 語 II A							
[中 国 語 I B]			中 国 語 II B							
[ロ シ ア 語 I A]		ロ シ ア 語 II A								
[ロ シ ア 語 I B]		ロ シ ア 語 II B								
[ス ペ イ ン 語 I A]	ス ペ イ ン 語 II A									
[ス ペ イ ン 語 I B]	ス ペ イ ン 語 II B									
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II								
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									
必修科目	※情報技術入門	※基礎数理入門	※マクロ経済学							
	※ミクロ経済学									
	[ベンチャー起業論A]	[産業ケーススタディA]	産業組織論A	回遊地域イノベーション論A						
	[ベンチャー起業論B]	[産業ケーススタディB]	産業組織論B	回遊地域イノベーション論B						
	[ベンチャー起業論C]	[産業ケーススタディC]	企業意思決定論A	地域分析論A						
	[ベンチャー起業論D]	[産業ケーススタディD]	企業意思決定論B	地域分析論B						
	[産業戦略論A]	ベンチャーインターシップA	九州経済論A	地域政策論A						
	[産業戦略論B]	ベンチャーインターシップB	九州経済論B	地域政策論B						
	[産業戦略論C]	ベンチャーインターシップC	人間関係論A	社会調査論A						
	[産業戦略論D]	ベンチャーインターシップD	人間関係論B	社会調査論B						
[地域イノベーション入門]	起業戦略論A	{オペレーションズリサーチI}	社会モデル解析論A							
[地域イノベーション演習A]	起業戦略論B	{オペレーションズリサーチII}	社会モデル解析論B							
[地域イノベーション演習B]	情報と産業意思決定理論A	ゲーム理論A	情報ビジネス論A							
[地域イノベーション演習C]	意思決定理論B	ゲーム理論B	情報ビジネス論B							
[地域イノベーション演習D]	意思決定理論C	ゲーム理論C								
[地域イノベーション演習E]	[企業システム論A]	ベンチャーワークショップA								
[地域イノベーション演習F]	[企業システム論B]	ベンチャーワークショップB								
[地域イノベーション演習G]	オペレーションズリサーチI									
[地域イノベーション演習H]	オペレーションズリサーチII									
ゼミナール	初年次演習	基礎演習I	演習Iおよび論文							
	特別演習I	特別演習II	特別演習III							
	英書講読II	時事経済論	プロジェクト研究(第4年次配当)							
	情報社会と経済A	経済学ワークショップA								
	情報社会と経済B	経済学ワークショップB								
	海外研究者特別講義IA	経済学ワークショップC								
	海外研究者特別講義IB	経済学ワークショップD								
	[海外研究者特別講義IC]	経済学ワークショップE								
	海外研究者特別講義ID	経済学ワークショップF								
	インターンシップA	経済学ジョイントコースA								
インターンシップB	経済学ジョイントコースB									
[インターンシップC]	海外研究者特別講義II									
[インターンシップD]	[海外研究者特別講義II B]									
関連教育科目	簿記原簿	会計学総論	債権総論							
	経営学入門	財務会計入門	労働法							
	憲法I	交通経済論	会社法							
	民法入門	交際保険	企業取引法							
	民法総論	債権	企業取引法							
	[微分積分]	債権	企業取引法							
	[行列と統計]	債権	知的財産法							
	[確率と統計]	債権	知的財産法							
	他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目									
	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									

(注) [ ] 内は今年度休講。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	総合系列科目	計128単位以上
		第2外国語…………… 8 単位以上	
		保健体育科目…………… 4 単位	
	単位互換科目…………… 4 単位		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 12単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目…………… 12単位以上
			3・4年次科目…………… 8 単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
	経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計30単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																																																					
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目																																									
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	学A	2	哲倫日東外中入西	理本洋史	学B	2	論宗日西本	理本洋史	学A	2	論宗日西本	理本洋史	学B	2																																						
		国文	通史	学A	2	国文	通史	学B	2	文	通史	学A	2	文	通史	学B	2																																						
		地文	通史	学A	2	地文	通史	学B	2	文	通史	学A	2	文	通史	学B	2																																						
		地文	通史	学A	2	地文	通史	学B	2	文	通史	学A	2	文	通史	学B	2																																						
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	※フレッシュマン・イングリッシュII	※フレッシュマン・イングリッシュIII	※フレッシュマン・イングリッシュIV	※インターメディアイト・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュIII	※インターメディアイト・イングリッシュIV	アドバンスト・イングリッシュI	アドバンスト・イングリッシュII																																												
		第2	〔ドイ ツ語 I A 2〕	〔ドイ ツ語 II A 2〕	〔ドイ ツ語 III A 2〕	〔ドイ ツ語 IV A 2〕	〔ドイ ツ語 I B 2〕	〔ドイ ツ語 II B 2〕	〔ドイ ツ語 III B 2〕	〔ドイ ツ語 IV B 2〕																																													
		〔中 フラ ンス語 I A 2〕	〔中 フラ ンス語 II A 2〕	〔中 フラ ンス語 III A 2〕	〔中 フラ ンス語 IV A 2〕	〔中 フラ ンス語 I B 2〕	〔中 フラ ンス語 II B 2〕	〔中 フラ ンス語 III B 2〕	〔中 フラ ンス語 IV B 2〕																																														
		〔ロ シ ア語 I A 2〕	〔ロ シ ア語 II A 2〕	〔ロ シ ア語 III A 2〕	〔ロ シ ア語 IV A 2〕	〔ロ シ ア語 I B 2〕	〔ロ シ ア語 II B 2〕	〔ロ シ ア語 III B 2〕	〔ロ シ ア語 IV B 2〕																																														
保健体育科目	※生涯スポーツ演習 I 1																																																						
	※生涯スポーツ演習 II 1																																																						
	※基礎技術入門 2																																																						
	※基礎数理解入門 2																																																						
必修科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																																						
	※マクロ経済学 4																																																						
	〔ベンチャー起業論A〕 4																																																						
	〔ベンチャー起業論B〕 4																																																						
専門教育科目	選択科目A類	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	〔産業戦略論C〕	〔産業戦略論D〕	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕	〔産業ケーススタディA〕	〔産業ケーススタディB〕	〔産業ケーススタディC〕	〔産業ケーススタディD〕	ベンチャーインターンシップA	ベンチャーインターンシップB	ベンチャーインターンシップC	ベンチャーインターンシップD	起業戦略論A	起業戦略論B	意思決定理論A	意思決定理論B	〔企業システム論A〕	〔企業システム論B〕	オペレーションズリサーチI A	オペレーションズリサーチI B	実践ビジネス英語A	実践ビジネス英語B	〔実践ビジネス英語C〕	〔実践ビジネス英語D〕	経済学のための解析入門	経済学のための線形代数入門	〔経済学のための確率入門〕	データサイエンスA	〔データサイエンスB〕	社会調査入門	情報ビジネス入門	インターネットビジネス	フィールド研究A	フィールド研究B	フィールド研究C	フィールド研究D	情報システム演習A	情報システム演習B	演習 I 2	演習 II および論文 4	演習 III 2		
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	〔産業戦略論C〕	〔産業戦略論D〕	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕	〔産業ケーススタディA〕	〔産業ケーススタディB〕	〔産業ケーススタディC〕	〔産業ケーススタディD〕	ベンチャーインターンシップA	ベンチャーインターンシップB	ベンチャーインターンシップC	ベンチャーインターンシップD	起業戦略論A	起業戦略論B	意思決定理論A	意思決定理論B	〔企業システム論A〕	〔企業システム論B〕	オペレーションズリサーチI A	オペレーションズリサーチI B	実践ビジネス英語A	実践ビジネス英語B	〔実践ビジネス英語C〕	〔実践ビジネス英語D〕	経済学のための解析入門	経済学のための線形代数入門	〔経済学のための確率入門〕	データサイエンスA	〔データサイエンスB〕	社会調査入門	情報ビジネス入門	インターネットビジネス	フィールド研究A	フィールド研究B	フィールド研究C	フィールド研究D	情報システム演習A	情報システム演習B	演習 I 2	演習 II および論文 4	演習 III 2
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	〔産業戦略論C〕	〔産業戦略論D〕	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕	〔産業ケーススタディA〕	〔産業ケーススタディB〕	〔産業ケーススタディC〕	〔産業ケーススタディD〕	ベンチャーインターンシップA	ベンチャーインターンシップB	ベンチャーインターンシップC	ベンチャーインターンシップD	起業戦略論A	起業戦略論B	意思決定理論A	意思決定理論B	〔企業システム論A〕	〔企業システム論B〕	オペレーションズリサーチI A	オペレーションズリサーチI B	実践ビジネス英語A	実践ビジネス英語B	〔実践ビジネス英語C〕	〔実践ビジネス英語D〕	経済学のための解析入門	経済学のための線形代数入門	〔経済学のための確率入門〕	データサイエンスA	〔データサイエンスB〕	社会調査入門	情報ビジネス入門	インターネットビジネス	フィールド研究A	フィールド研究B	フィールド研究C	フィールド研究D	情報システム演習A	情報システム演習B	演習 I 2	演習 II および論文 4	演習 III 2
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	〔産業戦略論C〕	〔産業戦略論D〕	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕	〔産業ケーススタディA〕	〔産業ケーススタディB〕	〔産業ケーススタディC〕	〔産業ケーススタディD〕	ベンチャーインターンシップA	ベンチャーインターンシップB	ベンチャーインターンシップC	ベンチャーインターンシップD	起業戦略論A	起業戦略論B	意思決定理論A	意思決定理論B	〔企業システム論A〕	〔企業システム論B〕	オペレーションズリサーチI A	オペレーションズリサーチI B	実践ビジネス英語A	実践ビジネス英語B	〔実践ビジネス英語C〕	〔実践ビジネス英語D〕	経済学のための解析入門	経済学のための線形代数入門	〔経済学のための確率入門〕	データサイエンスA	〔データサイエンスB〕	社会調査入門	情報ビジネス入門	インターネットビジネス	フィールド研究A	フィールド研究B	フィールド研究C	フィールド研究D	情報システム演習A	情報システム演習B	演習 I 2	演習 II および論文 4	演習 III 2
関連教育科目	選択科目B類	簿記原簿記	簿記原簿記	学A	2	簿記原簿記	簿記原簿記	学B	2	債権総論	債権総論	学A	4	債権総論	債権総論	学B	4																																						
		簿記原簿記	簿記原簿記	学A	2	簿記原簿記	簿記原簿記	学B	2	債権総論	債権総論	学A	4	債権総論	債権総論	学B	4																																						
		簿記原簿記	簿記原簿記	学A	2	簿記原簿記	簿記原簿記	学B	2	債権総論	債権総論	学A	4	債権総論	債権総論	学B	4																																						
		簿記原簿記	簿記原簿記	学A	2	簿記原簿記	簿記原簿記	学B	2	債権総論	債権総論	学A	4	債権総論	債権総論	学B	4																																						
		他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																																																					
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																																					

(注)〔 〕内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上	
				社会科学…………… 4 単位以上			
				自然科学…………… 6 単位以上			
				総合系列科目			
				学修基盤科目			
				}			
(1)共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上	
				第2外国語			
				保健体育科目…………… 4 単位			
				単位互換科目			
				}			
				総計128単位以上			
(2)専門教育科目	{	必修科目…………… 12単位	}	計66単位以上			
		選択科目A類			{	1・2年次科目…………… 12単位以上	}
						3・4年次科目…………… 8 単位以上	
		ゼミナール					
		選択科目B類					
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)							
				}			
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上			
		専門教育科目					
		関連教育科目					

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																																																							
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目																																											
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	学A	2	哲倫日東外中入西	理本洋史	学B	2	論宗日西日西芸	理本洋史	学A	2	論宗日西日西芸	理本洋史	学B	2																																								
		国文	通史	学A	2	国文	通史	学B	2	本洋文	通史	学A	2	本洋文	通史	学B	2																																								
		地文	地理学	学A	2	地文	地理学	学B	2	文化	地理学	学A	2	文化	地理学	学B	2																																								
		教育	学A	2	教育	学B	2	教育	学A	2	教育	学B	2	教育	学A	2	教育	学B	2																																						
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	※フレッシュマン・イングリッシュII	※フレッシュマン・イングリッシュIII	※フレッシュマン・イングリッシュIV	※インターメディアイト・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュIII	※インターメディアイト・イングリッシュIV	アドバンスト・イングリッシュI	アドバンスト・イングリッシュII																																														
		第2	〔ドイ ツ語 I A 2〕	〔ドイ ツ語 I B 2〕	〔フ ラ ンス語 I A 2〕	〔フ ラ ンス語 I B 2〕	〔中 国語 I A 2〕	〔中 国語 I B 2〕	〔ロ シ ア語 I A 2〕	〔ロ シ ア語 I B 2〕	〔ス ペ イ ン語 I A 2〕	〔ス ペ イ ン語 I B 2〕	〔朝 鮮語 I A 2〕	〔朝 鮮語 I B 2〕																																											
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II																																																					
		単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																																						
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	※基礎数理入門	※ミクロ経済学	※マクロ経済学																																																				
		〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	産業戦略論C	産業戦略論D	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕	〔産業ケーススタディA〕	〔産業ケーススタディB〕	産業ケーススタディC	産業ケーススタディD	ベンチャーインターンシップA	ベンチャーインターンシップB	ベンチャーインターンシップC	ベンチャーインターンシップD	起業戦略論A	起業戦略論B	情報と産業	意思決定理論A	意思決定理論B	〔企業システム論A〕	〔企業システム論B〕	オペレーションズリサーチI A	オペレーションズリサーチI B	実践ビジネス英語A	実践ビジネス英語B	〔実践ビジネス英語C〕	〔実践ビジネス英語D〕	経済学のための解析入門	経済学のための線形代数入門	〔経済学のための確率入門〕	経済学のための統計入門	データサイエンスA	〔データサイエンスB〕	社会調査入門	情報ビジネス入門	インターネットビジネス	フィールド研究A	フィールド研究B	フィールド研究C	フィールド研究D	情報システム演習A	情報システム演習B	演習I	演習IIおよび論文	演習III
		ゼミナール	初年次演習	2	基礎演習I	2	基礎演習II	2	演習I	2	演習IIおよび論文	4	演習III	2																																											
		選択科目A類	日経経済学入門	4	特別演習I	4	特別演習II	4	時事経済論	4	プロジェクト研究	4																																													
関連教育科目	選択科目B類	簿記入門	2	会計学総論	2	債権総論	4	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2																																						
		簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2																																						
		簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2																																						
		簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2	簿記入門	2																																						
		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																																																							
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																																							

(注)〔 〕内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
				社会科学…………… 4 単位以上		
				自然科学…………… 6 単位以上		
				総合系列科目		
				学修基盤科目		
				}		
(1)共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
				第2外国語		
				保健体育科目…………… 4 単位		
				単位互換科目		
				}		
				総計128単位以上		
(2)専門教育科目	{	必修科目…………… 16単位	}	計66単位以上		
		選択科目A類			{	1・2年次科目…………… 12単位以上
						3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール				
		選択科目B類				
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)				
				}		
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上		
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																		
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目						
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中	理本洋史	学A	2	哲倫日東外中	理本洋史	学B	2	論宗本西日西芸	理教通	学A	2	論宗本西日西芸	理教通	学B	2			
		学A	2	学A	2	学B	2	学B	2	学A	2	学A	2	学A	2	学B	2			
		学A	2	学A	2	学B	2	学B	2	学A	2	学A	2	学A	2	学B	2			
		学A	2	学A	2	学B	2	学B	2	学A	2	学A	2	学A	2	学B	2			
外国語科目	第1	※フレッシュマン	※フレッシュマン	※フレッシュマン	※フレッシュマン	※インターメディア	※インターメディア	※インターメディア	※インターメディア	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト			
		イングリッシュI	イングリッシュII	イングリッシュIII	イングリッシュIV	イト	イト	イト	イト	イングリッシュI	イングリッシュII	イングリッシュI	イングリッシュII	イングリッシュI	イングリッシュII	イングリッシュI	イングリッシュII			
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
外国語科目	第2	【ドイ ツ語 I A	【ドイ ツ語 I B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B	【ドイ ツ語 II A	【ドイ ツ語 II B			
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
保健体育科目	単位互換科目	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																
		演習 I	演習 II																	
		1	1																	
		1	1																	
専門教育科目	必修科目	※経済学入門	※情報技術入門	※基礎数理入門	※ミクロ経済学	※マクロ経済学	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
		4	4	4	4	4														
		2	2	2	2	2														
		2	2	2	2	2														
専門教育科目	選択科目 A 類	〔ベンチャー起業論A〕	〔ベンチャー起業論B〕	〔ベンチャー起業論C〕	〔ベンチャー起業論D〕	〔産業戦略論A〕	〔産業戦略論B〕	〔産業戦略論C〕	〔産業戦略論D〕	〔地域経済学入門〕	〔地域イノベーション演習A〕	〔地域イノベーション演習B〕	〔地域イノベーション演習C〕	〔地域イノベーション演習D〕	〔地域イノベーション演習E〕	〔地域イノベーション演習F〕	〔地域イノベーション演習G〕	〔地域イノベーション演習H〕		
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
専門教育科目	ゼミナール	初年次演習	基礎演習 I																	
		2	2																	
		2	2																	
		2	2																	
専門教育科目	選択科目 B 類	日経経済論A	日経経済論B	日経経済思想史A	日経経済思想史B	情報社会と情報倫理	海外研究者特別講義 I A	海外研究者特別講義 I B	海外研究者特別講義 I C	海外研究者特別講義 I D	海外研究者特別講義 II A	海外研究者特別講義 II B	海外研究者特別講義 II C	海外研究者特別講義 II D	海外研究者特別講義 III A	海外研究者特別講義 III B	海外研究者特別講義 III C	海外研究者特別講義 III D		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
関連教育科目	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

(注) [ ] 内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
			社会科学…………… 4 単位以上		
			自然科学…………… 6 単位以上		
			総合系列科目		
			学修基盤科目		
(1)共通教育科目	{	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
			第2外国語……………		
			保健体育科目…………… 4 単位		
			単位互換科目……………		
} 総計128単位以上					
(2)専門教育科目	{	必修科目…………… 16単位	}	計66単位以上	
		選択科目A類			1・2年次科目…………… 12単位以上
					3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール			
		選択科目B類			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)			
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上	
		専門教育科目……………			
		関連教育科目……………			

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目				
共通教育科目	総合教養科目	哲学		理学		哲学		理学		論宗		論宗		論宗		論宗		
		倫理	東洋史	倫理	東洋史	倫理	東洋史	倫理	東洋史	本	本	本	本	本	本	本	本	
		日	東	日	東	日	東	日	東	西	西	西	西	西	西	西	西	西
		中	外	中	外	中	外	中	外	中	外	中	外	中	外	中	外	中
育	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第3年次		第4年次		第4年次		第4年次		第4年次		
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		1		1		1		1		1		1		1		1		
育	外国語科目	第1		第2		第3		第3		第4		第4		第4		第4		
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		1		1		1		1		1		1		1		1		
育	保健体育科目	※生涯スポーツ演習I		※生涯スポーツ演習II		※生涯スポーツ演習I		※生涯スポーツ演習II		※生涯スポーツ演習I		※生涯スポーツ演習II		※生涯スポーツ演習I		※生涯スポーツ演習II		
		1		1		1		1		1		1		1		1		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		1		1		1		1		1		1		1		1		
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																
育	必修科目	※経済学入門		※情報技術入門		※基礎数理入門		※ミクロ経済学		※マクロ経済学		※ミクロ経済学		※マクロ経済学		※ミクロ経済学		
		4		4		4		4		4		4		4		4		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		4		4		4		4		4		4		4		4		
育	選択科目A類	〔ベンチャー起業論A〕		〔ベンチャー起業論B〕		〔ベンチャー起業論C〕		〔ベンチャー起業論D〕		〔ベンチャー起業論E〕		〔ベンチャー起業論F〕		〔ベンチャー起業論G〕		〔ベンチャー起業論H〕		
		4		4		4		4		4		4		4		4		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		4		4		4		4		4		4		4		4		
育	選択科目B類	〔地域イノベーション演習A〕		〔地域イノベーション演習B〕		〔地域イノベーション演習C〕		〔地域イノベーション演習D〕		〔地域イノベーション演習E〕		〔地域イノベーション演習F〕		〔地域イノベーション演習G〕		〔地域イノベーション演習H〕		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
育	ゼミナール	初年次演習		基礎演習I		基礎演習II		特別演習I		特別演習II		特別演習III		特別演習IV		特別演習V		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
育	関連教育科目	簿記入門		簿記入門		簿記入門		簿記入門		簿記入門		簿記入門		簿記入門		簿記入門		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		単位		
		2		2		2		2		2		2		2		2		
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																

(注) [ ]内は今年度休講。



**令和3年度入学生 (21台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
  - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目） 8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。  
(2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 8 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。  
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第 1 外国語 8 単位、第 2 外国語 4 単位以上、計12単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計43単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。

- (2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。

- (3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

- (4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の 1 単位、合計116単位以上を修得していなければ第 4 年次に進級することができない。

第 6 条の 8 薬学部の学生は、第 1 年次から第 5 年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

**令和2年度入学生(20台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。



3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。  
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。  
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。  
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。  
(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。  
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含



め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目 4 単位、2 年次の選択科目のうち、物理分野から 4 単位以上、化学分野から 4 単位以上、生物分野から 4 単位以上、衛生分野から 2 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 2 単位以上を含め計 28 単位以上、合計 52 単位以上、総計 78 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 26 単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第 3 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次の必修科目 7 単位、3 年次の選択科目のうち、物理分野から 3 単位以上、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、衛生分野から 1 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 4 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 19 単位以上、合計 78 単位以上、総計 106 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第 4 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次の必修科目 12 単位、4 年次の選択科目のうち、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、薬理分野から 1 単位以上、薬剤分野から 1 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 9 単位以上、合計 99 単位以上、総計 127 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第 5 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次科目 21 単位以上、5 年次の必修科目 32 単位、計 131 単位以上、合計 159 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。

第 7 条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第 8 条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第 9 条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2 科目かつ 8 単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第 3 章 受 講

第 10 条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第 11 条 講義は、その開講期間によって、次の 5 種類とする。

- (1) 通年講義（1 年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第 12 条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が 10 人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第 13 条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第 14 条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

## VI. 諸 規 程

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。

2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。



## VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成27年度入学生 (15台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号又は第6条の4第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第4号又は第6条の4第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科

目について64単位以上。

- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
  - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
  - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。
  - (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列

科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単



位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 平成26年度入学生 (14台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号・4号又は第6条の4第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

## VI. 諸 規 程

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。